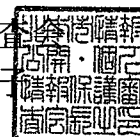


北本市情報公開・個人情報保護審査会答申第4号

平成27年1月20日

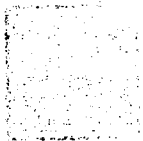
北本市長 石 津 賢 治 様

北本市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 加 藤 俊 子



個人情報の開示請求に係る異議申立てについて（答申）

平成26年10月31日付け北保障収第980号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。



第1 審査会の結論

平成26年8月22日付け北保障収第732号により処分庁が行った個人情報不存通知書に係る決定は、妥当である。

第2 事実経過

- 1 平成26年8月15日付け、異議申立人は、「個人情報開示等請求書」を提出し、同日付けで処分庁が受け付けた。
- 2 平成26年8月22日付け、「個人情報不存通知書」にて、請求に係る文書が不存であることを処分庁が決定し、同日付けで異議申立人に対し当該通知書を交付した。
- 3 平成26年10月14日付け、2の「個人情報不存通知書」に係る処分に対し、異議申立人は「審査請求（異議申立書）」を提出し、平成26年10月15日付けで処分庁が受け付けた。
- 4 3の異議申立てについて、処分庁は北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを決定し、平成26年10月31日付けで北本市情報公開・個人情報保護審査会事務局に対し諮問書を送付した。

第3 異議申立人の主張

- 1 主張の要旨
個人情報不存通知書に係る処分の取消しを求める。
- 2 異議申立ての理由
 - (1) 職員は、会議の際にはメモをとるはずなので、メモが存在しないはずはない。調査不足、調査意思の欠如のため、不存処分にしたものである。
 - (2) 文書（メモを含む。）を開示すれば、自らの業務が住民に対し不誠実、不公正であることが露呈してしまうが故に文書（メモを含む。）を隠している。公正さを欠如した業務実態の隠蔽のため、不存処分にしたものである。
 - (3) 文書（メモを含む。）を作成しないことは、法令に抵触する可能性があるため、不当である。

第4 処分庁の主張

異議申立人は、「調査不足」、「調査意思の欠如」、「公正さを欠如した業務実態の隠蔽」を理由に処分の取消しを求めているが、個人情報不存通知書に記載してあるように、記録（メモを含む。）を作成した事実はない。また、作成する法令上の根拠もないので、記録を作成していない事実以上の回答はできない。

第5 審査会の判断

北本市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条の規定により審査会が処分庁に対し、文書（メモを含む。）の存在について調査したところ、処分庁から当該文書は存在しないとの回答があり、当該文書の不存在を確認した。

また、文書（メモを含む。）を作成しなかったことについては、当審査会で判断するものではない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成26年10月31日	諮問書の受付
11月21日	処分庁からの理由説明書等の受付
12月 1日	異議申立人からの意見書等の受付
平成26年12月17日	異議申立人及び処分庁の意見陳述 審議